

# 建築物の完了検査申請書の添付図書について

建築物の完了検査申請書の添付図書については、建築基準法施行規則第4条により、下記の図書を添付する必要があります。

## ① 下記に掲げる部分の工事終了時における、軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真

- ・ 屋根の小屋組
- ・ 構造耐力上主要な軸組もしくは耐力壁
- ・ 基礎の配筋

※ 工事を進めることにより、目視確認ができなくなる部分（仕口接合部、基礎配筋等）については、必ず施工写真を撮影しておいてください。

根拠法令（建築基準法施行規則第4条）

（完了検査申請書の様式）

第4条 **法第7条第1項**（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。）は、**別記第19号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。**

一 （略）

二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては**屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時**その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を**写した写真**（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三 （略）

四 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更を記載した書類

五 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

六 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状

七 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、建築士免許証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

2 （略）

次ページより施工写真のサンプルを掲載してあります。サンプルを参考にして、施工写真を撮影してください。（写真は、現場名が判別できるように撮影してください。）

### 【問い合わせ先】

多治見市役所・開発指導課

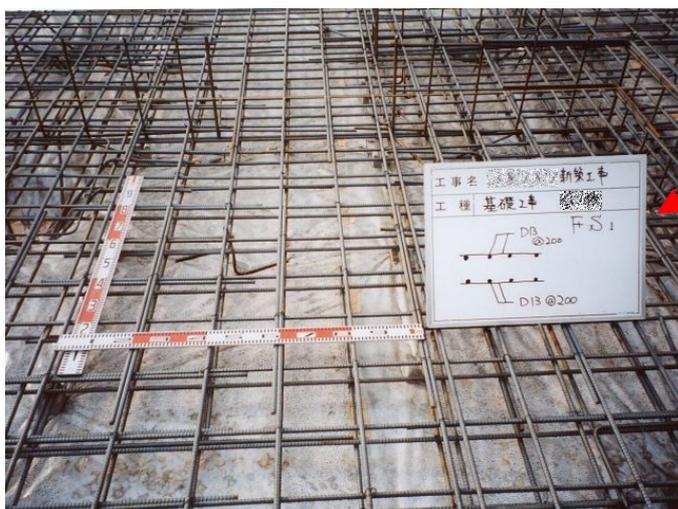
開発建築指導グループ

TEL 0572-22-1111（内線 1394）

FAX 0572-25-6436

## 施工写真（サンプル）

### 基礎の配筋（ベース部分）



サンプルのように、現場名が判別できるように撮影して下さい。

### 基礎の配筋（立ち上がり部分）



サンプルのように、寸法が判別できるように撮影して下さい。

### 仕口の接合部（土台との緊結状況）



接合部が判別できるように撮影してください。

※基礎の写真のように、現場名や撮影箇所がわかるように撮影してください。

※写真は、現場名や撮影箇所が判別できるように撮影してください。

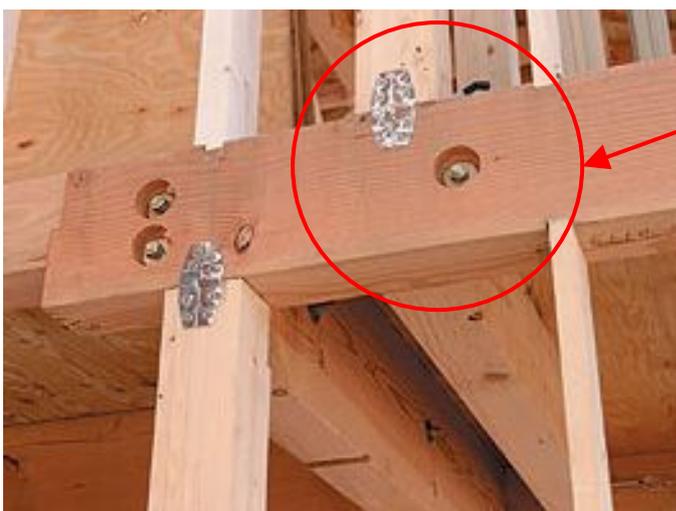
## 施工写真（サンプル）

### 仕口の接合部（梁と胴差との緊結状況）



接合部が判別できるように撮影してください。

### 仕口の接合部（柱と胴差との緊結状況）



接合部が判別できるように撮影してください。

### 屋根の小屋組

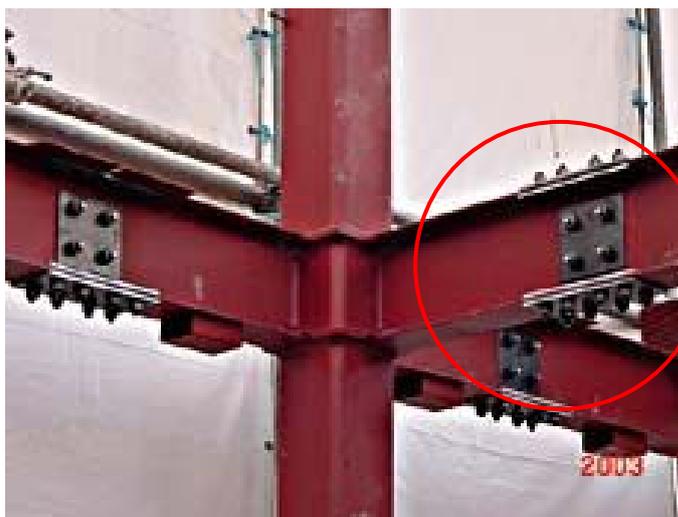


※基礎の写真のように、現場名や撮影箇所がわかるように撮影してください。

※写真は、現場名や撮影箇所が判別できるように撮影してください。

## 施工写真（サンプル）

### 柱・梁の接合部（鉄骨造の場合）



接合部が判別できるように撮影してください。

※「柱脚」やその他の「構造上  
主要な部分の接合部」の写真  
も撮影しておいてください。

※ 写真は、現場名や撮影箇所が判別できるように撮影してください。